

令和 5 年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

滋賀県後期高齢者医療広域連合の受託事業(令和 3 年度から)

1 目的

高齢者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、後期高齢者医療・国民健康保険・介護予防・健康づくり等庁内担当部局および関係者・関係団体との連携のもと、健康課題の分析、必要な施策の企画・調整・評価等により、効果的・効率的な保健事業と介護予防の一体的実施事業を行う。

2 本市における健康課題について

(1) 生活習慣病予防、早期支援の開始

75 歳以上の疾病別医療費の割合において、生活習慣病起因の疾病によるものが 30.4%であり、生活習慣の見直し、改善を目指した取組みが必要である。また、介護保険新規申請にかかる疾患として認知症の割合および認知項目該当率の増加が見られるため、認知症の発症予防を目的とした生活習慣病の発症予防・重症化予防が必要である。

(2) フレイル予防（運動・栄養・口腔等）

75 歳以上の筋・骨格疾患が占める医療費割合が 27.2%となっており、要介護・要支援認定者のうち要支援 1 から要介護 2 までの人の割合が多いことから、高齢者の身近な地域において介護予防に取り組むことができる体制の整備が必要である。

3 令和 4 年度事業内容

KDB システム等を活用した対象者の把握や健康課題の分析を行い、高齢者に対する個別的支援および通いの場等への積極的な支援を実施した。

(1) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

ア 健診後未受診者への積極的な受診勧奨の実施

（未受療者・治療中断者、ハイリスク者）

イ 健康状態が不明な高齢者の状態の把握、必要なサービスの利用支援

(2) 通いの場等への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）

ア 通いの場等における健康教育等の実施

イ 通いの場の運営支援、新たな自主グループの立ち上げ支援

4 実施状況

生活習慣病の重症化予防を目指し、未受療者・治療中断者、ハイリスク者へ、受診勧奨および健診に関する情報提供に努めたところ、未受療者・治療中断者の多くは、かかりつけ医の経過観察・指導下にある人が多いことがわかった。また、受診勧奨に努めたことで、受診率が向上し、早期治療に繋がった。

健康状態未把握者については、3 圏域いずれも対象者 95%以上の健康状態・生活状況の把握に繋がった。(別紙 1-1)

また、後期高齢者の増加に伴い医療費が増加している。糖尿病、高血圧、脳梗塞、狭心症などの生活習慣病に関連する疾患と、筋・骨格疾患で約半数以上を占めているため、生活習慣病および筋・骨格疾患の予防、早期発見・早期治療の支援や取組みが重要である。さらに、がんによる治療が 1/4 を占めており、がん検診の受診勧奨等を強化する必要がある。(別紙 1-2)

5 令和 5 年度の取組みの方向性（詳細は別紙参照）

後期高齢者の健康の保持増進を目指し、健診後のハイリスク者の早期治療の開始、生活習慣の改善指導に取り組む。また、高齢者の身近な地域における通いの場の立上げの推進に取り組むとともに、通いの場に参加しない高齢者に対する介護予防・健康づくりに関する知識や情報提供に努める。

(1) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

ア 健診後未受診者への積極的な受診勧奨の実施（ハイリスク者）

イ 健康状態が不明な高齢者の状態の把握、必要なサービスの利用支援

- ・医療、介護データが把握できず、健康状態が把握できない高齢者へアンケートを配布し、回答をもとに必要なフレイルチェックや地域包括支援センター等相談先の案内等を送付し、健診の受診勧奨、相談先の周知に努める。

(2) 通いの場等への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）

ア 通いの場等における健康教育の実施（健康づくり、介護予防、検診の必要性等）

イ 通いの場の運営支援、新たな自主グループの立ち上げ支援

- ・高齢者サロンや各種団体に対し、市の健康課題に関する健康教育を実施する。
- ・体力測定の結果等から、支援が必要な個人に対し、健康教育や電話・訪問等による支援を実施し、フレイルの予防・改善に努める。